

(例：理事会の開催状況と審議状況とほぼ重複した内容となっている 等)

(ウ) 社会福祉法人審査基準等の見直しに係る改正との関係

社会福祉法人審査基準等の関係通知については、平成19年2月19日付けの『「社会福祉法人審査基準等の見直しについて(案)」に関する意見の募集について』(パブリックコメント)において改正(案)が示されており、今回の指導監査要綱の改正(案)については、これら関係通知の改正内容を踏まえ、指導監査事項のうち関係する部分について必要な改正を行うものである。

なお、指導監査要綱の改正(案)に伴い、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(局長通知)についても、法人の指導監査の実施方法等について必要な改正を行うこととしている。

※「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」の改正(案)については、参考資料3-3のとおり。

(2) 社会福祉法人への指導監査の徹底について

今回の改正においては、法人運営における関係法令の遵守状況から、特に問題のない法人であって、外部監査の実施等、施設経営における積極的な取組みを実施している法人については、実地監査を4年に1回とするなどの緩和を行う一方で、法令違反等運営に問題のある法人に対しては徹底した指導監査が必要であることから、法人の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、法人から提出された現況報告書の確認の結果等により法人に問題が生じているおそれがあると認められる場合には、所轄庁の判断により、随時指導監査を実施することとするなど、メリハリのある指導監査をお願いしたい。

ア 法令違反等運営に問題のある法人に指導の徹底について

法令違反等の運営に問題のある法人に対しては、法人の現況報告書及び財務諸表についてより厳正な審査を徹底し、法人が行う施設・事業に対する指導監査結果等より法人全体の運営状況を十分把握したうえで、問題の是正改善が図られるまでの

間は、必要に応じて随時実地監査等を実施するなど、徹底した指導監査による改善に努めていただきたい。

また、指摘事項に対する改善が講じられない法人に対しては、是正改善が図られない理由及び原因を究明し、改善を図るためにどのような取組みを図るべきかについて、関係部局等と連絡調整会議を活用するなど、組織的な対応により法人に対する適切な指導の徹底に努めていただきたい。

指導監査後は、法人指導改善台帳等により是正改善状況を的確に把握し、次回指導監査時までには是正改善状況の確認を徹底するなど、指導監査の継続的かつ効果的な実施に取り組まれない。

なお、これらの指導にもかかわらず改善されない場合は、社会福祉法第56条第2項以降の改善命令、業務停止命令や役員解職を勧告するなど、法人に対し厳正な対応に努められたい。

イ 社会的な問題が発生した法人への指導及び再発防止について

平成18年度においては、(別添)「平成18年度における社会福祉法人の主な不適切事例について」のとおり理事長等の役員による法人資金の不適切な会計処理、経理担当者等による着服・横領及び施設入所者への虐待などの社会的に看過できない重大な問題が発生している。

これらの法人に対しては、施設監査等の関係部局との綿密な連携のもと、法人に対し、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施し、さらに法令違反などが明らかになった場合には、社会福祉法第56条第2項以降の改善命令、業務停止命令、理事の解職勧告、法人の解散命令等も検討のうえ、適切な改善措置を実施されたい。

また、このような事案の再発防止については、理事会機能の強化や会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底について、引き続き重点的な指導に努めていただきたい。

(3) 「行政指導、監査に対する苦情等相談窓口」の設置について

全国社会福祉施設経営者協議会が、行政指導及び監査が適切に行われることを目的

として、昨年11月1日に「行政指導、監査に対する苦情等相談窓口」を設置したところであり、窓口で相談があった案件については内容に応じて適宜当室に協議いただくこととなっているのでご了承ください。

また、これまでに当室に協議された相談事例は9件となっているが、特に不適切な事例は認められなかったところであるが、引き続きこれらの事例を集積し、不適切な事例があれば全国会議等において周知を図っていく予定である。

(別添)

平成18年度における社会福祉法人の主な不適切事例について

1 法人役員による不正経理事案

(1) 事案の概要

理事長等による職員給与及び寄付金の不適切な会計処理等

(2) 所轄庁等の指導

- 所轄庁は当該事案に対し特別監査を実施。
- 次の事実関係を確認
 - ① 約3年間にわたり特定の職員の給与から法人への寄付名目で天引きしていたが、天引きした給与を寄付金として処理せず、理事長名義の借入金返済に充当し、また、当該職員への給与については天引き分を事実上上乘せした支給が行われていたこと。
 - ② さらに、別の職員の給与から天引きした寄付金については、他の個人からの寄付金として処理し、その一部を理事長個人名義の借金返済に充当していたこと。
- 次の改善命令を実施
 - ① 理事長名義の借金返済に充当した額の返還及び不適切な会計処理が発生した経緯及びその原因の調査・報告
 - ② 当該問題に対する法人としての責任を明確にし、必要な措置を講じること。

(3) 法人の改善措置

- 理事長名義の借金返済に充当した寄付金については、返済計画を立て施設会計に返還。
- 理事長は辞任、施設長は3ヶ月の減給処分

2 会計担当職員による横領事案

(1) 事案の概要

会計担当職員による法人資金の着服。

(2) 所轄庁の対応

- 法人からの不正経理事案の報告を受け、特別監査を実施。
- 次の事実関係を確認
 - ① 元会計担当職員による法人資金の着服
 - ② 当該不正経理事案の発生を招いた要因として、事務局における内部管理体制の不備、相互牽制機能が働かない、ずさんな会計事務処理体制であったこと。
- 次の改善命令を実施
 - ① 速やかに原因を究明し、具体的な再発防止策を策定し実施すること。
なお、会計事務処理体制の不備は、直ちに必要な改善措置を講ずること。

- ② 財務諸表等を的確に監査できる監事による監査の実施、会計の専門家による内部監査の実施や外部監査の導入により会計事務処理体制の適正化及び透明化を図ること。

(3) 法人の改善措置

不正の発生原因が、事務の執行管理体制が不十分であったこと、事務局の組織体制が硬直的であったこと、監査体制に会計の専門家が不足していたことから、以下の改善措置をとり再発防止に取り組む。

- ① 会計規程等の整備を図り、会計責任者及び出納責任者の管理責任を明確にする等、事務の執行管理体制を強化する。
- ② 各業務について担当者に加え、副担当者を配置し、相互牽制機能の強化を図る。
- ③ 会計処理体制の適正化及び透明化を図るため、外部の公認会計士による監査の実施、会計専門家を監事に選任するなど内部監査を強化する。

3 入所者への虐待事案

(1) 事案の概要

社会福祉施設の職員による入所者への心理的虐待発言

(2) 所轄庁等の対応

- 施設の入所者の家族からの通報等をうけ、ただちに立入検査を実施。
- 次の事実関係を確認
 - ① 入所者に対する心理的虐待
 - ② 管理者が、従業員の管理及び業務の実施状況の的確な把握、従業員に対する指導・育成を適切に実施していなかったこと。
- 次の改善勧告を実施
 - ① 虐待の再発防止のための措置を講じること。
 - ② 入所者の骨折等の事故防止のための措置を講じること。
 - ③ 施設管理者の責務の強化を図ること。

(3) 法人の改善措置

- 主な改善内容
 - ① 虐待再発防止への取組みとして、
 - ア 職員主体のサービス向上委員会の設置
 - イ 第三者委員複数名を含む苦情・相談受付体制と定期的な連絡会議の設定
 - ウ 高齢者の虐待防止に向けた意識改革のための実践的研修の実施
 - ② 骨折等の事故防止への取組
研修による事故防止策の充実とリスクマネジメント体制の整備 等
 - ③ 管理者の責務の執行強化への取組み等
 - ア 役員の交代及び新施設長の就任による執行体制の一新
 - イ 責任と権限の明確化に向けた管理監督職組織の見直し